

# 令和6年第4回教育委員会定例会次第

開催日時 令和6年4月17日（水）午後2時から

開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

## 1 議 題

- (1) 令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について

## 2 報 告

- (1) 令和6年第1回市議会定例会について
- (2) 学校運営協議会について

## 議題 1 令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について

国が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析するために実施する調査に協力することとし、文部科学省の「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領」に基づき、春日井市立学校の小学校第5学年及び中学校第2学年の児童生徒を対象にして調査を実施することの議決を求めるもの。

6尾教第288号  
令和6年4月15日

各市町教育委員会教育長 殿

愛知県教育委員会尾張教育事務所長

令和6年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について（依頼）

このことについて、令和6年4月9日付け6教保第75-1号で愛知県教育委員会事務局長から別添のとおり通知がありました。

実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

つきましては、貴管内の小・中学校及び瀬戸市立瀬戸特別支援学校に周知していただきますようお願いします。

担 当 指導第一課指導第一グループ（中島・丹葉：酒井）  
指導第二課指導第二グループ（愛 日：荒川）  
電 話 052-961-1918 （中島・丹葉）  
052-961-1903 （愛日）  
ファックス 052-953-1539  
電子メール owari-kyoiku@pref.aichi.lg.jp

6 教保第 75－1 号

令和 6 年 4 月 9 日

各教育事務所長・支所長 殿

愛知県教育委員会事務局長

令和 6 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施に  
ついて（通知）

このことについて、令和 6 年 4 月 3 日付け 5 ス庁第 2284 号で、スポーツ  
庁次長から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ安全に実施するため、  
特段の御理解と御協力をお願いします。

また、貴管内の市町村教育委員会を通じ、所管する各小中学校、義務教育  
学校へ御周知くださるよう依頼してください。

|       |   |                               |
|-------|---|-------------------------------|
| 担     | 当 | 保健体育課                         |
|       |   | 学校体育グループ（大塚・石黒）               |
| 電     | 話 | 052－954－6825（ダイヤルイン）          |
| ファックス |   | 052－954－6965                  |
| 電子メール |   | hoken-taiiku@pref.aichi.lg.jp |

本通知は、令和6年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施することをお知らせするものです。

5ス庁第2284号  
令和6年4月3日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学長 殿  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた地方公共団体の長

スポーツ庁次長

茂 里 毅

令和6年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について（通知）

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（以下「本調査」という。）の実施については、御理解、御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

令和6年度の本調査に関する実施要領を別紙のとおり決定しましたので通知いたします。

本調査は、国が全国的な子供の体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることや、各教育委員会、各国公私立学校が全国的な状況との関係において自らの子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子供の体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的としております。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び本調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては本調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては本調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては本調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人学長におかれては本調査に関係する附属学校に対して、速やかに御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、本調査を円滑かつ安全に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

また、令和6年度より調査の一部を文部科学省 CBT システム：「MEXCBT」、文部科学省 WEB 調査システム：「EduSurvey」を用いて実施いたします。



【本件担当】

スポーツ庁

政策課企画調整室 調査係

電話：03-5253-4111（内線2649）

## 令和6年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 実施要領

令和6年4月3日  
スポーツ庁次長

## 1. 調査の目的

本調査は、国が全国的な子供の体力・運動能力や運動習慣・生活習慣等を把握・分析することにより、子供の体力・運動能力や運動習慣等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的とする。

加えて、教育委員会や学校においても、本調査結果を活用し、子供の体力や運動習慣等の状況を把握するとともに、課題に対応した施策の実施や体育・保健体育の授業等の充実・改善に役立てることを目的とする。

## 2. 調査の名称

令和6年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

## 3. 調査の対象及び調査内容

## (1) 児童

## ① 調査対象者

小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部の5年生全員

ただし、特別支援学校及び小学校の特別支援学級に在籍している児童については、その障害の状態等を考慮して、参加の是非を適切に判断すること。

## ② 調査内容（児童調査票）

ア 実技に関する調査（測定方法等については、新体力テストと同様）

〈テスト項目〉

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン、50m 走、  
立ち幅とび、ソフトボール投げ

イ 質問紙調査（運動習慣、生活習慣等に関するもの）

## (2) 生徒

## ① 調査対象者

中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部の2年生全員

ただし、特別支援学校及び中学校の特別支援学級に在籍している生徒については、その障害の状態等を考慮して、参加の是非を適切に判断すること。

## ② 調査内容（生徒調査票）

ア 実技に関する調査（測定方法等については、新体力テストと同様）

〈テスト項目〉

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走（男子1500m、女子1000m）  
又は20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ハンドボール投げ

イ 質問紙調査（運動習慣、生活習慣等に関するもの）

※オンライン方式（文部科学省 CBT システム：「MEXCBT」を使用）による実施。

※上記オンライン方式によらない生徒は紙媒体による実施。

(3) 学校

① 調査対象校

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び小学部もしくは中学部を置く特別支援学校の全校

② 調査内容

質問紙調査（子供の体力向上や運動習慣の確立に向けた学校の取組等に関するもの）

※オンライン方式（文部科学省 WEB 調査システム：「EduSurvey」を使用）による実施。

※上記オンライン方式によらない学校は紙媒体による実施。

(4) 教育委員会

① 調査対象

全教育委員会

② 調査内容

質問紙調査（子供の体力向上や運動習慣の確立に向けた学校の取組等に関するもの）

※オンライン方式（文部科学省 WEB 調査システム：「EduSurvey」を使用）による実施。

※上記オンライン方式によらない教育委員会は紙媒体による実施。

4. 調査実施期間

令和 6 年 4 月～7 月

※詳細のスケジュールについては参考 1 を参照

5. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は参考 2・3 を参照）。

- (1) 調査は、スポーツ庁が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して調査を実施する。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市区町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して調査を実施する。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市区町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査を実施する。

## 6. 調査結果の取扱い

スポーツ庁は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会、各都道府県私立学校所轄庁、各附属学校を置く国立大学法人、各附属学校を置く公立大学法人及び各学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当てることとする。

### (1) 調査結果の示し方

スポーツ庁は、本調査の結果として、以下の事項等を示す。

- ① 実技に関する調査の結果として、
  - ア 各種目等の平均値、標準偏差、平均値の分布等がわかる図等
  - イ 総合評価の段階別割合
- ② 児童生徒質問紙調査、学校質問紙調査及び教育委員会質問紙調査の結果として、
  - ア 児童生徒質問紙調査、学校質問紙調査及び教育委員会質問紙調査の回答状況
  - イ 児童生徒質問紙調査の回答状況と実技に関する調査の平均値等との相関関係の分析
  - ウ 学校質問紙調査の回答状況と実技に関する調査の平均値等との相関関係の分析
  - エ 児童生徒質問紙調査の回答状況と学校質問紙調査及び教育委員会質問紙調査の回答状況との相関関係の分析
  - オ その他、調査の目的の達成に資する分析

### (2) 調査結果のスポーツ庁による公表

スポーツ庁は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。スポーツ庁が公表する調査結果については、公表後速やかに、スポーツ庁ホームページに掲載する。

- ① 以下のアからオまでの区分に応じ、上記(1)①のア及びイで示した結果
  - ア 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）
  - イ 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置する学校全体の状況）
  - ウ 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置する学校全体の状況）
  - エ 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
  - オ 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（政令指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における公立学校全体の状況）
- ② その他、調査の目的の達成に資する分析

### (3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、以下のとおりとする。

- ① スポーツ庁は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会、学校に対して、以下の調査結果を提供する。
  - ア 都道府県教育委員会に対しては、当該都道府県教育委員会が設置する各学校の状況、当該都道府県教育委員会における公立学校全体の状況、当該都道府県教育委員会（指定都市を除く）における公立学校全体の状況、域内の各市区町村教育委員会における



公立学校全体の状況及び市区町村が設置管理する各学校全体の状況、域内の各市区町村教育委員会全体の状況に関する調査結果

イ 市区町村教育委員会に対しては、当該市区町村における公立学校全体の状況及びその設置管理する各学校の状況に関する調査結果

ウ 学校に対しては、当該学校全体の状況及び各児童生徒に関する調査結果及び個人票

エ その他、調査の目的の達成に資する調査結果

② 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

#### (4) 調査結果の活用

① 各教育委員会、学校等及びスポーツ庁においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

ア 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、施策の改善に取り組むこと。

イ 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な運動習慣の改善等に努めるとともに、自らの体育的活動における指導等の改善に向けて取り組むこと。

ウ 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善に向けた取組を進めること。

エ スポーツ庁は、児童生徒の体力・運動能力や運動習慣等をきめ細かく把握・分析することにより、子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会、学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

② スポーツ庁においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、個票データを大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に提供し、学術研究の振興、施策の推進のために活用することができる。

#### (5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善、各児童生徒の全般的な運動習慣の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは体力・運動能力の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

##### ① 教育委員会及び学校による調査結果の公表

ア 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市区町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

(ア) 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。

(イ) 域内の市区町村の状況及び市区町村教育委員会が設置管理する学校の状況については、市区町村教育委員会の同意を得た場合に限り、エに基づき、当該市区町村名又は当該市区町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市区町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市区町村名・学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、エに基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

(ウ) (ア)又は(イ)に基づき個々の市区町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

(エ) 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

イ 市区町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

(ア) 当該市区町村における公立学校全体の結果について、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。

(イ) 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

(ウ) 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

ウ 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。

エ 調査結果の公表に当たっては、以下の(ア)から(カ)までにより行うこと。

(ア) 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

(イ) 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に体力合計点などの数値のみの公表は行わないこと。

(ウ) アの(ア)又はイの(イ)に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又はアの(イ)において市区町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談すること。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、体力合計点などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。

(エ) 調査の目的や、調査結果は体力・運動能力の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

(オ) 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

(カ) 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

オ 教育委員会が独自に実施する体力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

② スポーツ庁が公表する内容以外の調査結果の取扱い

ア スポーツ庁は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについては、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

イ 教育委員会等は、スポーツ庁から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記アを参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に6.(5)①エを十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

## 7. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市区町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 調査実施に当たっての市区町村教育委員会、学校等からの問合せや調査票の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、スポーツ庁は民間機関等への業務委託を行い、コールセンターを設置する。

## 8. 留意事項

- (1) 各教育委員会、学校等における調査の実施及び調査結果の活用等  
調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
  - ① 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
  - ② 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し適切に実施体制を整備すること。
  - ③ 教育委員会、学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。
  - ④ 各教育委員会、学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
  - ⑤ 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
  - ⑥ 各教育委員会、学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受ける機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、関係機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。

- ⑦ 各教育委員会、学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して子供の体力・運動能力や運動習慣等向上に係る施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ① スポーツ庁及びスポーツ庁が業務委託を行った民間機関等は、調査に使用する調査用紙等について、児童生徒の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- ② 各教育委員会、学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 教育課程上の位置付け

実技調査及び児童生徒質問紙調査については、教育委員会及び学校の判断により、特別活動での取り扱いのほか、体育科、保健体育科の授業時数の一部として学習指導要領に示された内容に加えて取り扱うことが可能であること。

(4) 実技調査実施上の一般的注意

- ① 実技調査の実施に当たっては、児童生徒の健康状態を十分把握し、事故防止に万全の注意を払うこと。特に、医師から運動を禁止又は制限されている児童生徒はもちろん、当日の身体の異常（発熱、倦怠感）を訴える児童生徒は、当日は調査を行わず、各学校の状況に応じて代替日を設けるなど適切な措置を行うこと。調査中においても異常を自覚した場合、すみやかに中止するよう事前に指示等を出しておくこと。また、感染症対策や体育の授業における留意事項を踏まえ、実施すること。
- ② 熱中症による事故を防ぐため、実技調査を実施する際は、「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー（独立法人日本スポーツ振興センター）」等を参考とすること。また、実施する際には十分に水分等を補給できるようにすることや、日除けを設けること、換気を十分に行うことなど適切な措置を行うこと。
- ③ 実技調査は、調整済みの器具の使用や測定方法など、実施マニュアルに従い定められた方法の通り正確に行うこと。
- ④ 実技調査前後には、適切な準備運動及び整理運動を行うこと。

(参考1)

調査実施に関するスケジュール

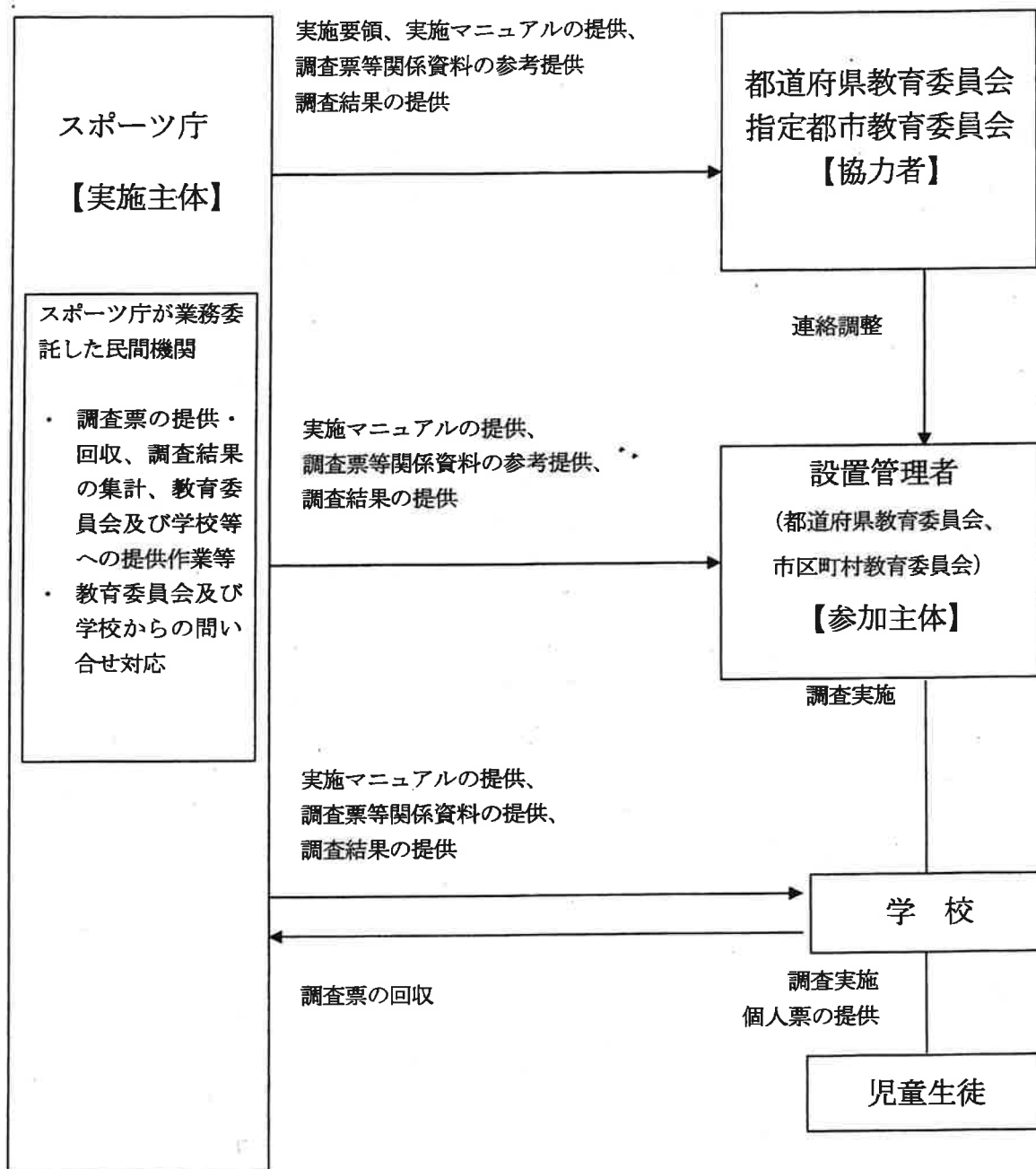
| 令和6年度 | スポーツ庁等(※1)                        | 都道府県等(※2)        | 設置管理者            | 学 校                 |
|-------|-----------------------------------|------------------|------------------|---------------------|
| 4月    | 実施要領の通知                           | 実 施 要 領<br>受領・周知 | 実 施 要 領<br>受領・周知 | 実 施 要 領<br>受 領      |
| 5月    | 調査票等の提供                           |                  |                  | 調査票等<br>の受領         |
| 6月    |                                   |                  |                  | 調 査 票<br>記 入        |
| 7月    |                                   |                  |                  | 調 査 結<br>果 の 提<br>出 |
| 12月   | 調査結果の公表<br>調査結果の教育委員会、学校<br>等への提供 | 調査結果の受領          | 調査結果の受領          | 調査結果の受領             |

※1 スポーツ庁等には、スポーツ庁が業務委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局をいう。

### 調査の実施系統図【公立学校】

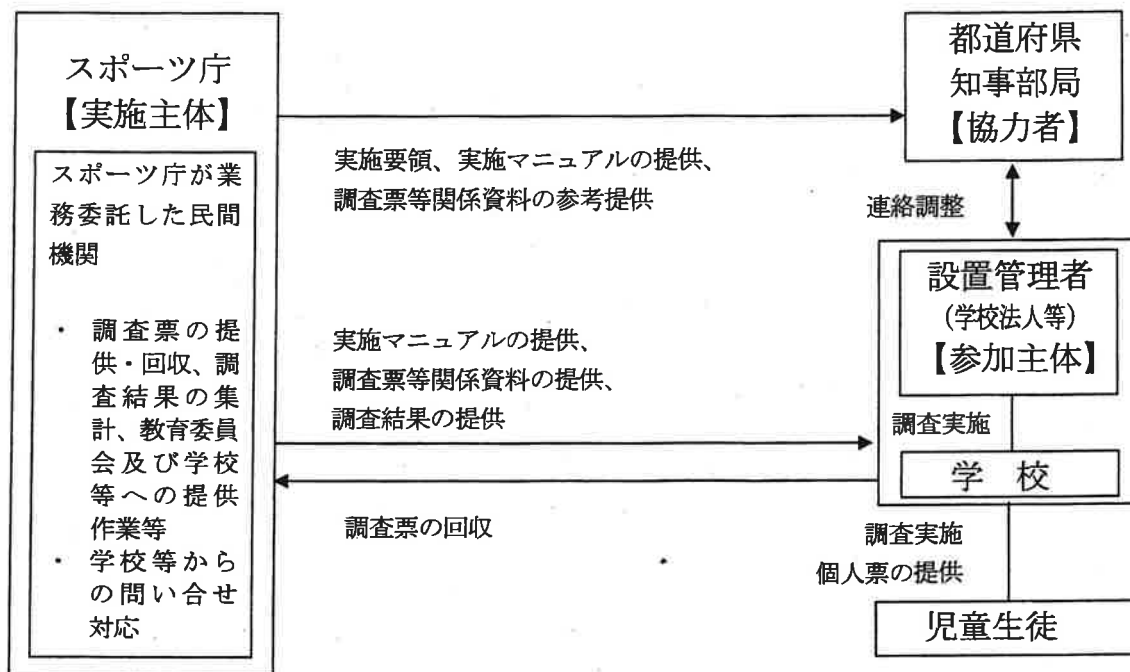
公立学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



(参考3)

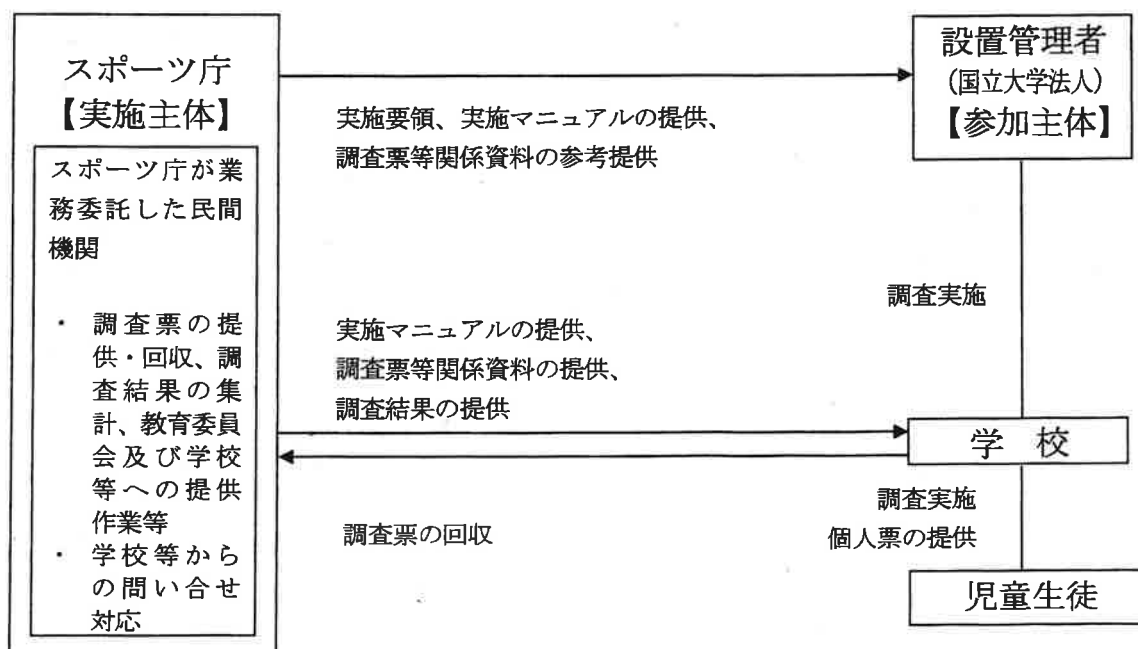
### 調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



### 調査の実施系統図【国公立大学法人学校】

国公立大学法人学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



## 報告 1 令和6年第1回市議会定例会について



令和6年第1回市議会定例会について

令和5年度一般会計補正予算【原案可決】

教育費 2,326,200 千円

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 1 小学校校舎等整備            | 1,907,200 千円 |
| (1) 鳥居松小学校校舎等リニューアル工事 | 995,200 千円   |
| (2) 味美小学校校舎等リニューアル工事  | 532,000 千円   |
| (3) 篠木小学校校舎等リニューアル工事  | 380,000 千円   |
| 2 中学校校舎等整備            | 419,000 千円   |
| (1) 東部中学校校舎等リニューアル工事  | 419,000 千円   |

【継続費の追加】

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| 1 味美小学校校舎等リニューアル工事 |              |
| 総額                 | 2,505,000 千円 |
| 令和5年度年割額           | 532,000 千円   |
| 令和6年度年割額           | 0 千円         |
| 令和7年度年割額           | 1,208,000 千円 |
| 令和8年度年割額           | 765,000 千円   |
| 2 篠木小学校校舎等リニューアル工事 |              |
| 総額                 | 2,802,000 千円 |
| 令和5年度年割額           | 380,000 千円   |
| 令和6年度年割額           | 0 千円         |
| 令和7年度年割額           | 1,297,000 千円 |
| 令和8年度年割額           | 1,125,000 千円 |

### 3 東部中学校校舎等リニューアル工事

|          |              |
|----------|--------------|
| 総額       | 2,859,000 千円 |
| 令和5年度年割額 | 419,000 千円   |
| 令和6年度年割額 | 0 千円         |
| 令和7年度年割額 | 2,029,000 千円 |
| 令和8年度年割額 | 411,000 千円   |

#### 【継続費の変更】

##### 1 鳥居松小学校校舎等リニューアル工事

|          | 変更前        |                                                                                    | 変更後        |
|----------|------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 令和5年度年割額 | 0 千円       |  | 995,200 千円 |
| 令和6年度年割額 | 995,200 千円 |                                                                                    | 0 千円       |

#### 令和6年度一般会計予算【原案可決】

教育費 11,880,419 千円

## 一般議案【原案可決】

### 1 春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

#### (1) 次のとおり新たに附属機関を設けるもの

| 附属機関                     | 担当事務                                | 委員の定数 |
|--------------------------|-------------------------------------|-------|
| 西部地区新調理場整備<br>運営事業者選定委員会 | 西部地区新調理場の整備及び運営に<br>係る事業者の選定等に関する審議 | 5人以内  |

#### (2) 西部地区新調理場整備運営事業者選定委員会委員の報酬を日額20,600円とするもの

#### (3) 施行日 令和6年4月1日

### 2 春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

#### (1) 特定個人情報の利用範囲について、規定を整備するもの

#### (2) 施行日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日

### 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

#### (1) 学校運営協議会委員の報酬を年額11,000円とするもの

#### (2) 施行日 令和6年4月1日

### 4 春日井市野外キャンプ場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

#### (1) 野外キャンプ場を廃止するもの

#### (2) 施行日 令和6年10月1日

■ 代表質問 ■

| 質問事項                | 質問要旨                                                                                                                                                                                      | 答弁要旨                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 体育館への空調設備の導入について  | (1) 空調機の導入に至った経緯と今後の進め方について問う。                                                                                                                                                            | (1) 小中学校の体育館は、近年の記録的な猛暑のため夏場は高温多湿となっており、児童生徒の熱中症のリスクは年々高まっている。<br>また、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難所にもなることから、快適な環境を整備するため、空調機を設置する。<br>今後の進め方は、令和6年度に空調方式や断熱工事の内容などの検討を行い、7年度から順次実施設計と工事を進め、10年度までに全小中学校で完了する予定。       |
| 2 小中学校のリニューアル工事について | (1) コミュニティスクールの拡大や部活動の地域移行が進む中、学校に関わる方が増えることが予測され、子ども達の安全の観点から不安な一面もある。<br>他市では、学校の入口を施錠し来訪者をインターフォンで確認後に門を解錠するという手順で不審者の侵入を防止している自治体もある。小中学校のリニューアル工事において、学校防犯対策の拡充、安全対策をどのように進めていくのか問う。 | (1) 学校の防犯・安全対策については、防犯カメラを校門や校舎出入口が見易い場所に少なくとも4か所設置するとともに、機械警備を委託し不審者の侵入に警戒している。<br>リニューアル工事に伴い、新たにインターフォンや電気錠を設置する予定はないが、機械警備の設置数や設置場所などを慎重に検討しながら、より一層防犯や安全に関する運営体制の充実に努めていく。                                  |
| 3 小学校のプールについて       | (1) 経年劣化による改修工事等が必要な屋外プールについて、サンフログ春日井や民間のスイミングスクールを活用するとのことだが、今後の小学校のプールについての考え方を問う。                                                                                                     | (1) 民間スイミングスクールの活用については、大規模改修に係る建設費や維持管理等に係るコストの抑制ができること、天候や気温に左右されることなく年間を通じて授業が行えること、専門のインストラクターによる指導が受けられることなど、多くのメリットがあると考えられている。<br>令和6年度から小学校17校で民間のスイミングスクール7社とサンフログ春日井を活用した水泳の授業を開始し、7年度には全ての小学校で実施していく。 |

| 質問事項                  | 質問要旨                                                                                                                     | 答弁要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       | (2) 民間の屋内プール等と専門の指導員を活用することにより期待される効果について問う。                                                                             | (2) 効果については、学校プールを維持するために必要な光熱水費や、設備の点検及び修繕などの維持管理費、今後必要となる大規模改修の費用の軽減を図ることができる。また、天候や気温に左右されず、年間を通じて快適な環境で計画的に授業を行うことが可能となるほか、専門のインストラクターによる指導を受けられることで、児童にとってはこれまで以上に泳ぐ技術の向上が望めるなど、教育的な効果が期待される。<br>そのほかにも、塩素濃度の測定や清掃など、衛生管理に係る教員の負担軽減が挙げられる。                                                                                                 |
| 4 コミュニティスクール制度の導入について | (1) 藤山台中学校区の小学校統廃合以降、これまでの協議会などの取組の成果や課題を踏まえ、コミュニティスクール制度の導入理由と具体的な内容を問う。また、地域とともにある学校づくりの推進において、新たに求める成果と課題をどう捉えているか問う。 | (1) コミュニティスクールは、学校運営協議会が毎年の学校運営の基本方針を承認するなど、学校と地域が一体となって特色ある学校づくりを進めていくもので、制度の導入により、本市の教育理念「みんなで育み、みんなが輝く」教育の実現に資すると考えている。<br>「みんなでつくり みんなで育てる みんなの学校」を共通理念に設立された藤山台小学校は、開校当初から藤山台中学校区学校地域連携協議会を設立し、地域からはトイレ清掃補助などの支援をいただくとともに、地域の支援者も子どもたちと接することがいきがいになるなど、多くの成果を得ることができた。<br>こうした成果を踏まえ、より一層の地域連携を進めるため、令和6年度に藤山台小中学校において学校運営協議会制度を導入することとした。 |
|                       | (2) 令和7年度以降の展開について基本方針を問う。                                                                                               | (2) 令和7年度以降、他の地区においてもそれぞれの地域に応じた学校と地域の連携活動を推進し、その活動が深まり、十分な理解が得られた後に学校運営協議会制度を導入するよう段階的に進めていく。                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                       | (3) 藤山台は1小1中のため一体的にするということなのか、それともコミュニティスクールは、今後中学校区で展開していくのかについて問う。                                                     | (3) 藤山台中学校区は、1小1中であることから、一体的に学校運営協議会を設置する予定だが、今後、学校運営協議会は、小学校区ごとに設置したいと考えている。                                                                                                                                                                                                                                                                   |

| 質問事項        | 質問要旨                                                                                                                 | 答弁要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | (4) コミュニティスクール制度の「地域とともにある学校」の基本的な考え方について問う。                                                                         | (4) 「地域とともにある学校」については、市の教育理念である「みんなで育み、みんなが輝く」教育を実現するため、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めることが基本的な考え方である。<br>今後も、家庭、地域、学校等が相互に連携・協働して子どもと向き合いながら、共に成長していく社会の実現をめざしていく。                                                                                                                                          |
| 5 不登校対策について | (1) メタバースを活用したオンライン不登校支援とはどのようなものか。また、児童生徒・保護者への周知方法について問う。                                                          | (1) 市では、市内全中学校に登校支援室の設置や、小学校での心の教室相談員の常勤化など、児童生徒の不登校対策を進めてきた。<br>メタバースを活用したオンライン不登校支援は、家から出られず家族以外の人との繋がりが殆どないなど、対処が困難でこれまで支援が難しかった引きこもり傾向の児童生徒を、最終的には現実の社会へと繋げていくことを目標としている。<br>利用する児童生徒は、アバターで仮想空間に用意された様々な学習や課外活動のプログラムを利用し、それぞれに応じた支援チームが結成され、支援方針に基づいたサポートを実施する。<br>児童生徒・保護者に対しては、市教育委員会から直接メールを送付するなどして周知していく。 |
|             | (2) 家から出られない状態になる前の支援として、各家庭との情報共有や情報提供が重要であり、家族が不登校になった経験がある方が支援員となるなどした相談場所が市内東西1か所ずつ必要と考えるが、各家庭との情報共有や情報提供の取組を問う。 | (2) 不登校という状態に対して悩み苦しんでいるのは本人だけでなく、支える家族も同様で、不登校児童生徒が最も多く過ごす家庭を支援することは、本人への支援にも繋がると考えている。<br>令和5年8月末には、試行的に中部・西部・南城中学校の保護者に対し、不登校に関する悩みを共有する場への参加を呼び掛けたところ、10人が参加した。<br>この取組の結果、子どもの不登校に悩む保護者にはその悩みを共有し、気軽に話せる場が必要であると痛感したことから、令和6年度は全中学校の保護者を対象に、市内2か所程度で同様の取組を進める準備をしている。                                           |
|             | (3) 心の教室相談員の常勤配置について、スタッフの確保が困難な                                                                                     | (3) 心の教室相談員は、全37小学校で配置しているが、令和5年度は常勤配置を5校で実施した。令和6年度はこれを9校に拡大する。                                                                                                                                                                                                                                                     |

| 質問事項           | 質問要旨                                                                                  | 答弁要旨                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | め、全小学校での実施ができないと聞いているが、新年度はどこまで事業が進むのか問う。                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                | (4) フリースクールを居場所としている子どもへの支援も必要と考えるが、考えを問う。                                            | (4) フリースクールを居場所とする子どもへの支援については、フリースクール等での活動を出席扱いとするためのガイドラインを市の教育委員が作成し、令和5年度から運用を始めている。<br>経済的な支援については、支援の必要性や、どのような形で実施すべきかについて、引き続き、国の動向や先進自治体の状況を注視していく。                                                                                                           |
| 6 部活動の地域移行について | (1) 部活動の種類や地域によって、単独校では維持困難な種目があると思うが、今後、平日の部活動は学校の枠を超えての活動を進めていくのか問う。                | (1) 休日の地域クラブ活動については、令和6年4月から、中学1・2年生が自校に希望する活動がない場合、近隣校で活動している地域クラブ活動への参加も選択できるようにする。<br>一方で、平日の部活動については、自校以外で参加する場合、移動手段や移動時間を考慮すると活動時間が殆ど取れないなどの課題がある。<br>引き続き休日の地域クラブ活動の自立化を進めていく中で、平日の部活動の在り方について、研究していく。                                                          |
|                | (2) 教員の負担軽減のため、教員以外の指導の確保について、今後の方向性を問う。                                              | (2) 指導者については、今後も引き続き既存の部活動指導員などの外部指導者だけでなく、各種競技連盟、中部大学などと連携し確保に努めていく。                                                                                                                                                                                                  |
| 7 給食費の値上げについて  | (1) 令和6年度の見込みで、月額5,400円に引上げられるが、様々な努力や工夫によりこの金額に抑えられる。国の交付金が活用できなくなった場合の対応について考え方を問う。 | (1) 小中学校の給食は、未来を担う子どもたちの健やかな成長に大きな役割を果たしており、栄養バランスの取れた、多様な献立内容の維持が重要である。<br>しかし、昨今の急激な物価高騰の影響で、生活に欠かせない食材の値上げが続いていることから、現在の給食費では適切な献立の給食を提供することが困難になってきた。<br>市では令和4年10月から、食材費高騰分に国の交付金を充てることで、給食費を値上げすることなく献立内容を維持してきたが、令和6年度においても更なる高騰が見込まれ、現在の給食費では適切な献立内容の維持が難しくなる見 |

| 質問事項           | 質問要旨                                                                                                                                | 答弁要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                |                                                                                                                                     | <p>込みであることから値上げを行うこととした。</p> <p>なお、令和6年度は、保護者負担の軽減を図るため、国の交付金を活用して給食費の値上げ分の無償化を行うこととしている。7年度以降、国の交付金が終了した場合には、社会情勢や市の財政状況等を勘案しながら、給食費の保護者負担のあり方について検討していく。</p>                                                                                                                                                                                                       |
|                | (2) 児童生徒たちの成長に必要な栄養素をバランスよく摂取できる給食の提供を維持していくためには、給食費の値上げは理解する。給食費値上げ分の無償化を行うことにより、家庭の負担を軽減し、これまで通りの給食を提供する施策は必要だと考えるが、今後の方向性について問う。 | <p>(2) 学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達や、食に関する正しい理解を養う上で、大きな役割を果たしている。</p> <p>昨今の物価高騰による食材の値上げの影響で、現在の給食費では学校給食として必要な栄養バランスの取れた、多様な献立内容の維持が困難になることから、給食費の値上げはやむを得ないものと考えている。</p> <p>保護者負担の軽減として、令和6年度は国の交付金を活用し、給食費値上げ分を無償化することにしており、令和7年度以降も、食材費の推移や市の財政状況等を勘案しつつ、保護者負担のあり方について検討していく。</p>                                                                                       |
| 8 給食費について      | (1) 国による給食費の無償化を展望し、それまでは市の努力で給食費の無償化をめざすべきと考えるが、考えを問う。                                                                             | <p>(1) 小中学校の給食には、子どもたちの健やかな成長に必要な栄養価を満たす献立の提供が必須である。</p> <p>昨今の物価高騰に伴い、生活に欠かせない食材価格が値上がりしてきたため、給食に採用できる食材に限られ、バラエティに富んだ献立の提供が難しくなってきた。</p> <p>市場価格の動向から、令和6年度も更なる食材の値上げが見込まれており、現行の給食費のままでは適切な給食の維持が困難な状況であることから、栄養バランスの取れた多様な献立内容の給食を提供するためには、給食費の値上げは必要であると考えている。</p> <p>また、小中学校の給食費の無償化については、現在、国において各自治体毎の実態調査が実施され、今後、無償化の議論が進められるものと考えており、引き続き国の動向を注視していく。</p> |
| 9 西部地区新調理場について | (1) PFI手法を採用するとのことだが、その手法に至る経緯について問う。                                                                                               | <p>(1) 市では、民間事業者の資金、経営及び技術を活用する効果が認められる公共施設整備事業で、一定以上の規模のものは、PPP/PFI手法の導入を検討することとしている。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                           |



| 質問事項 | 質問要旨                                                                        | 答弁要旨                                                                                                                                                                                                                                            |
|------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |                                                                             | <p>西部地区新調理場整備については、令和4年度の簡易検討に続き、5年度に詳細検討を行ってきた。民間の創意工夫を取り入れることで、施設整備費だけでなく、維持管理費、運営業務費を含めたトータルコストが削減できること、民間の資金を活用することにより、施設整備費を平準化し、市の一時的な財政負担を軽減できることなど、様々な手法を比較、検討した結果、「PFI手法・BTO方式」の採用を基本方針とした。</p>                                        |
|      | <p>(2) PFI方式の導入についてはリスクがあり、従来方式で費用を圧縮して、PFI方式の採用の考えを改めるべきであるが、市の説明を求める。</p> | <p>(2) PFI手法については、事業に参加する企業が撤退するなどのリスクが生じた場合においても、事業の継続性を担保する仕組みがあることから、事業運営は維持できるものと判断している。</p> <p>また、設計、施工、維持管理及び運営業務を一括発注するPFI手法には、それぞれを分離発注する従来型の手法以上に、業務の効率化など民間の創意工夫によるコスト削減が見込まれることから、「PFI手法・BTO方式」を選択したもので、全国の多くの自治体でも採用されている方式である。</p> |
|      | <p>(3) 移転後の稲口調理場跡地の活用方法を問う。</p>                                             | <p>(3) 新調理場の稼働に伴い閉鎖となる稲口調理場の跡地については、今後有効な活用方法について、様々な観点から検討していく。</p>                                                                                                                                                                            |

■ 一般質問 ■

| 質問事項         | 質問要旨                                                                                 | 答弁要旨                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 中学校の校則について | (1) 中学校の校則は、いままでどのように決められてきたのか。また、教育委員会は全中学校の校則を把握しているのかについて問う。                      | (1) 中学校の校則は、学校ごとに様々な方法で決めており、多くの場合「生徒指導部」や「生徒会」の担当教員が原案を作成し、生徒には生徒会やアンケートを通して、保護者にはアンケートを通して意見をもらっている。その後、職員会議で教職員の共通理解を図り、最終的には学校が決定しており、教育委員会では、全中学校の校則は把握していない。                                                                            |
|              | (2) 中学校の校則は、教員・生徒・保護者間など、解釈が異なり困惑する場合もあると聞かすが、どこかに明記されているのか。また、どのように周知されているのかについて問う。 | (2) 中学校の校則は、保護者への特段の通知はしていないが、家庭でも確認できるような全ての学校で、生徒が毎日持ち帰る生活ノートと呼ばれる連絡帳に記載している。また、生徒への周知として入学時に説明するほか、必要に応じて教員が指導している。                                                                                                                        |
|              | (3) 中学校の校則を、関係者が誰でも簡単に確認できるようホームページに掲載している学校はあるのか。また、今後ホームページに掲載していく考えがないかについて問う。    | (3) 現在、市内の中学校1校で学校のホームページに校則を掲載している。<br>文部科学省が示す「生徒指導提要」では、校則の内容について、「普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことが適切である。」とされていることから、各中学校のホームページに校則の掲載を進めていく。                                                                                     |
|              | (4) 中学校の校則は、最近見直しが行われたかについて問う。                                                       | (4) 中学校の校則については、令和5年度のブレザータイプの制服導入に向け、4年度中に全中学校で服装に関するものを中心に見直しをしている。                                                                                                                                                                         |
|              | (5) 中学校の校則を見直す時に、生徒・保護者の声をより反映させる考えがないかについて問う。                                       | (5) 校則の在り方については、生徒指導提要で、「生徒の学校生活に大きな影響を及ぼすことから、生徒や保護者等から意見を聴取したうえで決めていくことが望ましい。」とされている。<br>また、校則の見直しの過程に生徒自身が主体的に参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成に繋がるだけでなく、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとされている。<br>一部の中学校では、「ルールメイキングプロジェクト」などとして、生徒自身が主体的に参画 |

| 質問事項                | 質問要旨                                                            | 答弁要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                     |                                                                 | し、保護者や教員を巻き込んで校則を見直しており、今後はこのような取組みを水平展開するとともに、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて常に校則の検証・見直しを促していく。                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 2 小中学校給食の食材の安全性について | (1) 遺伝子組み換え食材の使用規定はあるか。その運用はきちんとされているか。今後の対応の考え方について問う。         | <p>(1) 学校給食では遺伝子組み換え食材の使用規定はないが、給食用物資納入業者に対し、遺伝子が組み換えられた食品を使用しないことを納入条件としている。</p> <p>食品表示法に基づく表示の義務対象となる食品については、遺伝子組み換え農産物や、組み換え・非組み換えが分別されていない農産物を使用していないことを、学校給食用物資選定会議において、栄養士の資格を持つ栄養教諭が確認している。また、納入時において、選定された給食用物資が間違いなく納入されているか、各調理場の職員が確認している。</p> <p>表示の義務対象とならない食品についても、組み換え・非組み換えが不分別のものを除き、遺伝子組み換え農産物が含まれていないかをチェックしている。現状では可能な限りの対応ができているものと考えており、引き続きチェック体制を維持していく。</p> |
|                     | (2) 人工甘味料、合成着色料、合成保存料の使用規定はあるか。その運用はきちんとされているか。今後の対応の考え方について問う。 | <p>(2) 人工甘味料、合成着色料、合成保存料についても使用規定はないが、合成着色料、保存料については給食用物資納入業者に対し、使用しないことを納入条件としている。</p> <p>人工甘味料については、特段の納入条件はないが、合成着色料、保存料とともに遺伝子組み換え食品と同様の取扱いをしている。</p>                                                                                                                                                                                                                             |
|                     | (3) アスパルテーム等人工甘味料についても、実態に合わせ、非使用を納入業者の納入条件として明文化する考えはないか。      | (3) 人工甘味料についても、合成着色料などと同様の取扱いにする必要があるか調査・研究していく。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                     | (4) 塩（精製塩、天然塩）の使用規定はあるか。その運用はきちんとされているか。今後の対応の考え方について問う。        | <p>(4) 塩については、精製塩が健康被害をもたらすようなエビデンスは把握しておらず、学校給食において特段の使用制限は設けていない。</p> <p>天然塩については、使用を進めている自治体もあることから、取扱いについては、今後調査・研究していく。</p>                                                                                                                                                                                                                                                      |

| 質問事項       | 質問要旨                                                                                                                                                                     | 答弁要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | (5) 学校給食に有機野菜を使用することへの弊害について問う。また、その可能性について問う。                                                                                                                           | (5) 学校給食に有機野菜を使用することへの弊害については、26,000食を超える学校給食の食材として必要数を調達することが困難であること、また有機野菜は一般的に割高であることが考えられ、これまで使用に至っていない。<br>今後、有機野菜が安定的に供給され、許容できる価格となった場合には、使用について検討していく。                                                                                                                                                                                                               |
| 3 学校健診について | (1) 令和6年1月22日 文部科学省発出の「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について」では、健康診断時のプライバシーに配慮した対応・服装などについて通知されたが、現状について、学校医の配置基準、配置人数、女性医師数、補助者の有無を問う。また、健康診断時の着衣、脱衣などプライバシー配慮について問う。 | (1) 学校医の配置基準は、学校医1人当たり児童生徒数400人を上限とし、令和5年度は延べ98人（兼務あり実人数78人）を配置している。このうち女性の学校医は小学校6人、中学校3人の計9人が配置されている。<br>女子児童生徒の健康診断を実施するにあたり、女性教職員が健康診断の補助をしているが、不足する場合は女性の心の教室相談員が、業務に支障のない範囲で補助をしている。<br>現在の健康診断時の対応は、男女別の実施、個別スペースの確保、女子児童生徒の健診時における女性補助者の対応など、今回発出された通知に沿ったものとなっている。<br>健康診断時の服装は、原則脱衣で実施しているが、小学校高学年や中学校の女子児童生徒については、直前まで体操服を着たままで、健診のために女性補助者が体操服をめくりあげるなどの配慮をしている。 |
|            | (2) 今回の通知を市内小中学校に周知したのかを問う。                                                                                                                                              | (2) 今回発出された通知では、健康診断時の服装について、支障のない範囲で児童生徒のプライバシーや心情に配慮することとなっていることから、3月14日に学校保健会臨時調整会を開催し、医師や養護教諭などに意見を聴く予定をしている。<br>文部科学省の通知については、調整会での意見をもとに市の方針を決定したうえで、各小中学校へ周知する。                                                                                                                                                                                                       |
|            | (3) 性的マイノリティーの児童生徒への配慮も必須と考えるが、現状について問う。                                                                                                                                 | (3) 現在、性的マイノリティーの児童生徒への配慮として、周囲に他の児童生徒がいない状態で健康診断を実施している。<br>今後も引き続き、健康診断時の服装などの在り方については、医師や養護教諭などと調整をしながら進めていく。                                                                                                                                                                                                                                                             |

| 質問事項                       | 質問要旨                                                                                                                      | 答弁要旨                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 AIペアレンタルコントロールアプリの活用について | (1) 児童生徒と保護者に対して、AIペアレンタルコントロールアプリ「コドマモ」を周知・啓発する考えがないかについて問う。                                                             | (1) AIペアレンタルコントロールアプリ「コドマモ」は、児童ポルノ被害防止が期待できることから、児童生徒には情報教育の一環として、保護者にはふれあい教育セミナーなどで周知・啓発に努めていく。                                                                                                                                         |
|                            | (2) スマホ専用アプリの「コドマモ」は、学習端末用に開発されつつあることから、実証事業として導入する考えはないか。また、来年度以降、学習端末用「コドマモ」が開発された後、学習用端末に「コドマモ」を導入して、活用する考えがないかについて問う。 | (2) 学習用端末には既に、使用時間制限、不適切なサイトへのアクセス防止など、コドマモに含まれる機能も一部備えている。<br>開発段階のアプリを導入すると、これらの機能に影響を及ぼす懸念があることから、現在のところ、実証事業として導入する考えはない。<br>引き続き、情報教育の授業を通して情報モラルの育成に努めていくが、学習端末用「コドマモ」が開発された際には、その機能や効果を検証するなど調査・研究していく。                           |
| 5 東部エリアの観光資源創出について         | (1) 春日井三山へは多くの登山客が訪れている。春日井三山の麓に位置する少年自然の家及び都市緑化植物園に、このような登山客を対象として、更衣室や浴室の活用、登山用品等の売店の設置など施設の一部をリニューアルし、整備することについて問う。    | (1) 少年自然の家の浴室等については、事前の宿泊予約に応じて入浴の準備をしており、利用人数が不明な日帰り登山客の利用は困難な状況である。<br>また、過去に都市緑化植物園では、園芸品販売店やカフェがあったが、採算がとれず撤退した経緯があり、登山用品の売店についても同様のことを懸念している。<br>これらのことから、現在のところ登山客を対象とする施設の整備は考えていないが、今後も少年自然の家や都市緑化植物園については、魅力的な施設になるよう調査・研究していく。 |
| 6 大谷翔平選手のグローブの取扱いについて      | (1) 大谷翔平選手が小学生に寄贈したグローブは、現在どのように取扱われているかについて問う。                                                                           | (1) 大谷選手より寄贈されたグローブは、当初、全児童が見たり触ったりする機会とするために全クラスへ巡回させていた。<br>現在は、全小学校で体育、学級活動、クラブ活動などで使用しているほか、学年・学級ごとに使用できる日を決め、昼放課などに使用している。                                                                                                          |
|                            | (2) 教育委員会から、大谷選手の主旨にあった取扱いをしてはどうかと各小学校に伝えることについて問う。                                                                       | (2) グローブを自由に貸し出ししたり、貸出簿で管理したりと学校によって対応は様々だが、多くの子どもたちが実際に使用できるよう各小学校で工夫している。                                                                                                                                                              |

| 質問事項           | 質問要旨                                                                                    | 答弁要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | とについて所見を問う。                                                                             | 教育委員会としても、子どもたちに、「もっと野球に親しんでほしい」という大谷選手の思いがしっかり伝わるよう、グローブの取扱いについて、各小学校に促していく。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 7 フッ化物洗口事業について | (1) 子どもたちの虫歯予防のためにフッ化物洗口を学校で実施する意義は高いと思うが、実施に伴う教員の負担増も懸念される。教育委員会として、どのように考えているかについて問う。 | (1) 教育委員会においても、子どもたちの虫歯予防は、将来にわたる健康維持にもつながる大切なものであると考えている。<br>また、フッ化物洗口の効果が認められていることも承知しているが、洗口液を作成する際に使用する顆粒の薬剤は、薬事法上劇薬とされており、その作成・保管・管理は教職員が担わざるを得ない。<br>洗口後に吐き出す場所が少ないこと、実施には一定の時間を要すること、また実施できる時間が読書活動、縦割り活動等の時間と重なるため、教員の負担増が避けられないと考えている。<br>教育委員会としては、学校ごとに状況は異なることから、これらの課題解決を進めながら、段階的に実施を検討すべきと考えている。 |
| 8 教育委員会の後援について | (1) 昨年7月に教育委員会が後援決定した「令和時代のお金の教室」というセミナーはどのような内容か。また、教育委員会が後援するにふさわしい内容であったかを問う。        | (1) 「令和時代のお金の教室」は、「特定非営利活動法人えん」が実施した無料のオンラインセミナーで、「正しいお金の知識を身につけてこれからの時代を乗り越えましょう!」と題し、投資信託や新NISAのスタートに伴い変わる制度など、資産運用に関わるお金の知識を子育て世帯に提供するため実施されたものである。<br>この事業は、教育費など、子育て世帯の将来のお金の不安を解消する一つの手立てとして紹介するもので、教育委員会の基準を満たしていることから、事業の後援を決定している。                                                                     |
|                | (2) 後援の決定に際しては、事業内容も精査して、真に市民に有益なものだけを後援するよう明文化されたルールを作成する必要があると思うが、見解を問う。              | (2) 「令和時代のお金の教室」については、あくまで資産運用に関わる制度などを紹介する内容のセミナーと認識している。<br>令和4年4月からは、高校家庭科においても、将来に備えた資産形成の重要性を鑑み、投資信託など基本的な金融商品の特徴を教える授業が始まっており、教育委員会としては、セミナーの後援は問題ないものと考えている。<br>新NISAなどを活用するかどうかは、セミナーに参加した方自身が判断されるものであり、教育委員会がその活用を積極的に推奨している訳ではない。                                                                    |

| 質問事項                  | 質問要旨                                                                                           | 答弁要旨                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       |                                                                                                | 教育委員会の後援については、これまでも申請の都度、内容を精査し可否を決定しているので、明文化されたルールを作成することは考えていない。                                                                                                                                                                                                              |
|                       | (3) 後援決定までの期間について問う。また、定例的な後援申請について書類の簡略化や期間の短縮が可能かを問う。                                        | <p>(3) 後援決定までの期間については、市長部局と同様の取扱いをしており、申請書を受理した後、通常2週間程度で後援の可否を決定できるように努めている。</p> <p>申請の期日については、後援等の決定を希望する日の30日前までに申請書の提出を案内していましたが、市長部局の取扱いに合わせて、「後援等の決定を希望する日の20日前まで」に改め、ホームページを修正した。</p> <p>また、毎年開催など定例的な行事等の後援申請についても、市長部局の後援と同様の取扱いになっており、今後も速やかに後援の可否を決定できるよう一層努めていく。</p> |
| 9 JR中央線、出川町4丁目の踏切について | (1) 不二小学校の通学路である当該踏切では、人身事故(自殺)が度々生じており、直近の事故時には、痕跡が残っている状況で子どもたちが通学していた。学校として配慮すべきと考えるが見解を問う。 | <p>(1) 各学校では、通学路の安全確保について、毎年、年度当初に全ての通学路の安全点検を実施しており、危険箇所について、通学路安全プログラム実施要領に基づき、関係機関で共有しその対応結果を公表している。</p> <p>通学路での人身事故については、事故情報の全てを得ることができず、また、得るまでに時間が掛かるなど、結果的に児童への配慮が出来ない場合もあるが、学校としてはこうした情報を得た場合、現場の状況を確認し、場合によっては通学経路の変更や、教員が付き添うなど、最大限の配慮に努めている。</p>                    |
| 10 過大規模校について          | <p>(1) 現状過大規模校はあるのか。また、今後過大規模校が生じるのかについて問う。</p> <p>(2) 過大規模校を解消する必要があると思うが見解を問う。</p>           | <p>(1) 令和5年度現在、過大規模校は中部中学校1校となっている。令和6年度には新たに小野小学校が過大規模校になり、児童推計の出ている令和11年度までこの2校は過大規模校のままとなる見込みである。</p> <p>(2) 小野小学校については、近隣の勝川小学校も大規模校であり、小野小学校の過大規模を解消した結果、勝川小学校が過大規模校になりかねない状況もあり得る。</p> <p>学校規模の適正化は児童生徒数だけでなく、地域のまとまりや通学距離など、総合的に判断していくことが必要であり、過大規模校の解消については今後研究していく。</p> |

## 報告 2 学校運営協議会について

### 1 設置根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 47 条の 5

### 2 対象学校

藤山台小学校及び藤山台中学校を一体的に指定

### 3 委員

18 人